

公 告

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。
平成30年11月26日

佐賀県教育総務課長 築地 裕樹



1 入札に付する物件(土地及び建物)の表示及び入札の日程

物件番号	地目	数量(公簿)㎡	所在地 【物件の名称】	参考価格 (万円)	入札の日時
1	宅地	312.82	(宅地及び建物) 佐賀市金立町大字金立字八本杉2212番10	260	平成31年1月28日(月) 受付: 9:15~ 入札: 9:30~
	公衆用 道路 (共有持分)	180.00 (持分1/12)	(道路の共有持分)		
		178.00 (持分1/12)	佐賀市金立町大字金立字八本杉2212番12 佐賀市金立町大字金立字八本杉2212番19		
	建物有 (登記有)	木造セメント瓦葺平家建 88.04	【旧金立特別支援学校校長宿舍】		
2	宅地 建物無し	389.5	多久市北多久町大字多久原7025番41 【多久高等学校教職員宿舍5号・6号跡地】	420	平成31年1月28日(月) 受付: 10:45~ 入札: 11:00~

【入札スケジュール】

- 1 入札公告.....平成30年11月26日(月)
- 2 入札参加申込期限.....公告掲載の日から平成31年 1月15日(火)17時(必着)
- 3 入札参加資格確認.....平成31年 1月16日(水)~平成31年 1月25日(金)
(暴力団関係者で無いことを誓約書の内容で警察本部へ照会・確認)
- 4 入札及び落札者の決定.....平成31年 1月28日(月)
- 5 売買契約締結及び契約保証金納付期限.....売買契約書(案)を発送した日の翌日から原則2週間以内
- 6 売買代金納付期限.....売買契約を締結した日から原則30日以内

2 入札会場

佐賀県庁 新館11階 8号会議室

(※ 2に定める入札参加申込期限までに入札参加申込みがない場合は、入札を行いません。)

3 入札参加申込み

入札の参加希望者は、必ず平成31年 1月15日(火)17時までに、一般競争入札参加事前申込書、誓約書、法人での申し込みの場合は役員一覧及び法人登記簿謄本を併せて佐賀県教育庁教育総務課学校施設担当に持参又は郵送してください。

(必着)

4 郵送又は持参による入札書の提出

入札日当日に(本人若しくは受任者)出席できない方は、平成31年1月23日(水)までに「入札書」、「身分を証明できるもの(運転免許証等)のコピー」、「入札保証金還付請求書」等の送付及び入札保証金の納付(納付期限:平成31年 1月23日)が必要となります。(平成31年 1月23日(水)17時必着)

5 入札の参加資格

入札には、個人・法人を問わず参加できますが、次の(1)～(6)のいずれかに該当する場合は参加できません。

また、県有財産を売却する際の入札参加資格(購入資格)として入札参加者等が暴力団関係者でないことを、警察本部に照会・確認いたしますので、ご了承ください。

- (1) 入札参加事前申込書を提出していない者。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員、また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者。
 - (5) 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者に不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的で暴力団を利用しようとしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (6) 前記(3)から(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ※契約締結後に、契約者が上記の(2)～(6)に該当することが判明した場合は、当該契約は無効となります。

①【地方自治法施行令】

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 この項(この号を除く)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

②【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

③ 法人の役員等 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。

6 公序良俗に反する土地の使用等の禁止について

(1) 暴力団事務所の利用等の禁止

落札者は、契約締結の日から10年間、売買物件を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同法の規定に基づき公の秩序等を害する団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されていることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すことを禁止します。

(2) 風俗営業等の禁止

落札者は、契約締結の日から10年間、売買物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されていることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すことを禁止します。

7 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の額を、次のいずれかの方法により納入してください。

- (1) 現金
- (2) 銀行振出小切手(銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等)。

本人又は代理人が当日出席される場合は、入札の受付の際に入札保証金を預かります。

持参又は郵送による入札を希望する者は、平成31年1月23日(水)までに県が指定する口座に振り込んでください(持参の場合は平成31年1月23日(水)17時までに教育総務課へお持ち下さい)。なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に全額充当します。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札に関し不正な行為を行った者の入札
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑、その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札書の金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 入札者又は代理人が同一物件について複数の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 入札者及び代理人がそれぞれ入札したときは、その両方の入札
- (8) 代理人でその資格がない者が行った入札、又は代理人でその権限を証する書面(委任状)を提出せず、その資格について佐賀県の確認を受けていない者が行った入札
- (9) 電信(FAX)等による入札
- (10) 指定時間までに入札書等類を提出しなかった者の入札
- (11) 記載事項を訂正し若しくは挿入し又は削除した場合に、その個所に押印の無い入札(ただし、入札金額の訂正は出来ません)
- (12) 入札に関し、佐賀県の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (13) 全各号に掲げるものの他、「入札案内書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

9 入札の中止等

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

- (1) 入札参加者及び、これに関係を有する者が、共謀結託その他不正を行い、又は行おうとしていると認めたときは、入札を中止します。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生した場合は、入札を延期し又は取り止めることがあります。
なお、この場合の入札参加に伴う損害は入札者の負担とします。

10 その他必要事項

- (1) 物件詳細情報の記載事項については、調査時時点における一般的な調査内容を記したもので、現時点で変更されている場合があります。また、図面についても、現状と異なる場合があり、周辺図に表記されている個人名等についても、これを特定するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 入札物件は原則として全て現況引き渡しです。当該土地上の全ての工作物、樹木等を含みます。
- (3) 原則として、土壌調査など物件に関わる個別調査は行っていません。
- (4) 開発など建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法及び市町の条例等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、必ず事前に関係機関に相談のうえ、確認を行ってください。
- (5) 物件詳細情報等に記載した建ぺい率、容積率等の規制は、建築物の構造や道路幅員によって変わる場合もあります。また、地方公共団体等の条例等によって、建築規制が加わる場合や、各種負担金が課せられる場合もありますので、これらも含めて十分確認してください。
- (6) 契約後、何か出土したり、工作物、樹木が倒壊したといった場合や地盤が脆弱であったり、地滑りが発生したといった場合も佐賀県は基本的に責任を負いません。
- (7) 売買契約締結時から売買物件の引き渡しの日までの間において、佐賀県の責めに帰すことのできない理由により、売買物件の滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。また、売買代金の減額を請求することはできません。
- (8) 入札者及び代理人が使用する印鑑は、各書類とも同じものを使用してください(実印等登録印)。
- (9) 売買契約及び登記は、入札参加事前申込書に記載された名義で行います。
- (10) 落札物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず遵守してください。

11 公法上の規制等

物件番号	規制等の内容
1	<p>【旧金立特別支援学校校長宿舎】 都市計画区域(市街化調整区域(建ぺい率:60%、容積率:100%))</p> <p>高度制限: 指定なし 防火地域: 指定なし 接面道路: 南側 幅員約3.3m 未舗装市道(セットバックが必要) 周知の埋蔵文化財包蔵地: 該当あり(松原遺跡) 開発等を行う場合は文化財保護法に基づく届出が必要</p>
2	<p>【多久高等学校教職員宿舎5号・6号跡地】 非線引都市計画区域、第一種住居地域(建ぺい率:60%、容積率:200%)</p> <p>高度制限: 指定なし 防火地域: 指定なし 接面道路: 南東側 幅員4m 舗装市道 その他: 北西側の隣接地より約3.5m高くなっており、昭和59年2月に設置された間知ブロック積擁壁あり。 (佐賀県建築基準法施行条例第3条により一定の制限あり。) 周知の埋蔵文化財包蔵地: 該当なし</p>

12 入札案内書の配布場所及び入札に関する問い合わせ先並びにホームページアドレス

佐賀県教育庁 教育総務課 学校施設担当(直通 0952-25-7224)
 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59 E-mail:kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp
 佐賀県のホームページ「佐賀県有地の売り出し物件のご案内」にて入札に関する情報を掲載しています。
 アドレス: <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00349002/index.html>
 上記ホームページにて、入札情報や入札案内書等の閲覧・印刷ができます。